

○広島国際大学課外活動規定

1998年2月5日

広学内301

改正 2021年3月24日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 広島国際大学(以下「本大学」という)の学生の課外活動に関する事項については、この規定の定めるところによる。

(定義)

第2条 課外活動とは、自主性および社会性を養うことを目的として学生が正規の教育課程以外に、その自発性により団体を結成して活動することをいう。

(意義および逸脱行為の禁止)

第3条 学生の人間形成の場として、その自立性を涵養するほか、社会性を陶冶するための主要な教育の場であるので、健全なる課外活動に努めなければならない。

- 2 課外活動本来の目的を逸脱し、本大学の教育・研究を妨げたり、学内の平和と秩序を乱してはならない。
- 3 政治活動、宗教活動および営利活動は、行ってはならない。
- 4 本大学の学生が主体となる活動であるので、政治団体、宗教団体、営利団体その他の学外団体の本・支部、本・支店、主張所、連絡所などの組織を学内に置き、または学外の団体・結社を支持し、もしくは反対活動をするなど、本大学の自治を侵してはならない。
- 5 本大学の専任職員の顧問を置き、活動上の指導を受けると共に、本大学の指導に従わなければならない。
- 6 学外者を、活動の指導者、助言者などに就任させる場合は、あらかじめ顧問および事務局長の許可を受けなければならない。

第2章 団体の基準

(団体の基準)

第4条 本大学内で結成できる課外活動団体(以下「団体」という)の基準は、次条から第11条に定めるところによる。

(団体の名称)

- 第5条 団体は、部、同好会および準備会に区分する。
- 2 団体の名称には、必ず本大学名を冠するものとする。

(団体の意義)

第6条 部とは、十分な活動歴を有し、組織の安定が確立した団体をいう。

- 2 同好会とは、団体活動が十分に行える団体をいう。
- 3 準備会とは、同好会として活動するための準備活動中の団体をいう。

(団体の組織)

第7条 団体には、第3条第5項に定める顧問のほか、つぎのものを置かなければならない。

- イ 主将または部長
- ロ 主務
- ハ 会計担当

- 2 前項のほか、体育系団体には、団体活動の指導者・助言者として監督を置かなければならない。ただし、同好会および準備会は任意とする。
- 3 団体の構成員数は、20名以上を目安とする。ただし、準備会は、10名以上を目安とする。

(顧問)

第8条 顧問は、本大学専任職員のうちから定め、学長に届け出なければならない。

- 2 顧問は、監督を兼ねることができる。

(監督)

第9条 監督は、当該団体の専門的技能・知識を有する本大学専任職員または卒業生等のうちから学長の承認を得て当該団体が委嘱する。

- 2 監督は、当該顧問と緊密な連絡をとり、当該団体活動の専門的見地からの指導・助言を行うものとする。
- 3 監督の任期は1年とし、再任することを妨げない。

(報酬)

第10条 顧問および監督は無報酬とする。

(主将等)

第11条 主将・部長・主務および会計担当は、当該団体の構成員の中からその定めるところによって選出し、教育・学生支援機構に届け出るものとする。ただし、進級できなかったものは、この役割につくことができない。

- 2 前項以外の役割については、当該団体が必要に応じて定めることができる。

第3章 団体の結成

(団体結成の申請手続)

第12条 本大学内において団体を結成しようとする者は、結成の目的および組織内の役割と分担を明確にして、団体結成申請書に、つぎの書類を添え、教育・学生支援機構を経て学長に提出しなければならない。学長は、学生委員会に諮りその可否を決定するものとする。

イ 団体結成申請書に署名捺印した顧問の承諾書

ロ 団体規約

ハ 団体構成員名簿

2 団体結成許可の有効期限は、その団体が許可を受けた年度の末日までとする。

(団体継続の手続)

第13条 結成を許可された団体が、翌年度も継続して活動するときは、毎年4月始めの所定期間中に「団体継続申請書」を教育・学生支援機構を経て学長に提出して許可を受けなければならない。

2 前条第1項および前項の申請書等に変更があった場合は、その都度、学長に所定の書類により報告し、承認を受けなければならない。

(活動状況の報告)

第14条 団体は、毎年3月末日までにその年度の「団体活動状況報告書」を教育・学生支援機構に提出しなければならない。

2 団体は、毎年5月末日までに団体継続申請書提出後に加入した新入生などの構成員の名簿を教育・学生支援機構に提出しなければならない。

(決算報告)

第15条 各団体は、当該年度終了後、速やかにその年度の決算報告を事務局長に行わなければならない。

2 この決算報告は、前条に定める「団体活動状況報告書」に含めることができる。

(会計年度)

第16条 団体活動の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(解散の手続)

第17条 団体が解散しようとするときは、「団体解散申請書」を教育・学生支援機構を経て学長に提出して許可を受けなければならない。

(学外団体への加入)

第18条 団体が学外の団体に加入しようとするときは、あらかじめ「学外団体加入申請書」を教育・学生支援機構を経て学長に提出して許可を受けなければならない。

(活動の停止、解散等)

第19条 団体がつぎの各号のいずれかに該当するときは、学長は当該団体の活動および団体に関する大学側の業務を停止し、または学生委員会に諮り解散を命じることができる。

- イ 学則または諸規定に違反した活動を行ったとき
- ロ 団体活動中に事故が発生するなど団体の活動が円滑に行われないうとき
- ハ 団体構成員が不祥事に関係し、それが団体活動に密接な関係があるとき
- ニ 構成員が活動を行うのに必要な人数に達しないとき
- ホ 長期にわたって団体活動が行われなかったとき
- ヘ その他顧問、教育・学生支援機構職員その他の職員の指示に従わなかったとき

(運営の財源)

第20条 団体の運営に必要な財源は、つぎのとおりとする。ただし、入・退部金は、徴収してはならない。

- イ 必要な部費
- ロ 次条による援助
- ハ 収益事業金
- ニ 寄付金

(援助・助成の申請)

第21条 団体が、日常の活動のために消耗品、図書、備品等の購入や交通費、印刷費などを要する場合は、教育・学生支援機構を経て、事務局長に援助の申請を行うことができる。

2 団体が、本来の目標に沿った活動において特定の行事实施または競技会等に参加する場合は、教育・学生支援機構を経て、事務局長に助成の申請を行うことができる。

第4章 集会、募金および販売

(集会等の許可および報告)

第22条 団体が、学内・学外を問わず集会、対外試合、合宿練習、講演会などを開催する場合は、あらかじめ責任者を定め、顧問の承認を得て所定の活動届に計画書を添えて、当該行事開催の原則として7日前(休日は期間に算入しない)までに教育・学生支援機構に提出して許可を受けなければならない。

- 2 学内集会等において学外者を参加させる場合は、前項の活動届に参加する学外者の氏名、住所および所属学校名または団体名を記載した書類を添えなければならない。
- 3 集会等の責任者は、当該行事終了後速やかに教育・学生支援機構に結果を報告しなければ

ばならない。

(集会等の制限)

第23条 団体は、学内において特定の政党、政治団体、宗教団体または営利企業にかかわる活動を目的とする集会等を開催することはできない。

- 2 集会を開催するときは、職員の指示に従うとともに、教育研究その他の業務に支障をきたすことのないよう、また本大学の施設設備・環境を損なわないようにしなければならない。

(集会等の禁止、解散)

第24条 集会等の責任者または参加者が、学則・諸規定もしくは当該集会の許可条件に違反した行為を行い、職員の指示に応じないときは、学長、事務局長またはその委任を受けた職員は、その集会の開催禁止または解散を命じることができる。

(募金および販売等)

第25条 団体が、その利益を団体の活動資金に充てるために学内において募金、物品等の販売、宣伝、勧誘、契約その他これらに類する行為をしようとするときは、学内募金・販売等申請書を教育・学生支援機構を経て、事務局長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 団体またはその構成員が本大学の名称を使用し、学外でその利益を所属団体の活動資金に充てるためアルバイト等を行う場合は、前項を準用するものとする。
- 3 前2項以外の募金・販売等の行為は禁止するものとする。

第5章 文書等の配布、掲示等

(文書等の配布および掲示)

第26条 団体が、学内において会報、新聞、ビラ等の文書を配布または掲示しようとするときは、所定の願い出用紙に文書等を添え、教育・学生支援機構課長に届け出て承認を受けなければならない。

- 2 掲示は、所定の掲示板に行うものとする。
- 3 学外において、本大学の名称を使用して行う文書等の配布および掲示物については、前項を準用するものとする。

(掲示物の大きさ等)

第27条 掲示物の大きさは、55cm×40cm以下とする。ただし、教育・学生支援機構課長が特別に許可したものについては、この限りでない。

- 2 前項ただし書により許可した掲示物には、教育・学生支援機構の許可印を必要とする。

- 3 同一の掲示板には、同一の目的の掲示物を2枚以上同時に掲示しないこと。
- 4 掲示の期間は、一週間以内とする。ただし、教育・学生支援機構課長が特別に許可したもの(教育・学生支援機構の許可印が必要)についてはこの限りでない。
- 5 掲示の期間を経過し、または不要になった掲示物は、掲示責任者が撤去しなければならない。

(掲示の制限)

第28条 団体は、学内において特定の政党、政治団体、宗教団体もしくは営利企業にかかわる活動を目的とし、または学園や他人の名誉を傷つけることを目的とする掲示物を掲示することはできないものとする。

(違反掲示物の処置)

第29条 第26条から前条までの規定に違反した掲示物は、職員が撤去するほか、当該掲示物責任者に対し、広島国際大学賞罰規定に定める罰則を適用することがあるものとする。

(拡声器の使用)

第30条 団体は、拡声装置を備えている場所において、使用を認められた時以外は原則として拡声器を使用してはならない。ただし、あらかじめ拡声器使用申請書を教育・学生支援機構課長に提出し、その許可を受けている場合はこの限りでない。

(諸施設・物品の使用)

第31条 団体が本大学の施設または物品を使用する場合は、所定の願い出用紙により、教育・学生支援機構課長を経て各所管部署の許可を受けなければならない。

- 2 団体の使用責任者は、使用した施設または物品を原状に復し、各所管部署に返還しなければならない。

(保安業務規定の遵守)

第32条 学園の施設の保全と正常な秩序を維持するため、団体は、保安業務規定を遵守しなければならない。

(表彰)

第33条 成績が特に優秀な団体またはその構成員は、課外活動表彰内規または広島国際大学賞罰規定により、表彰を受けることができる。

第6章 雑則

(様式)

第34条 この規定に定める申請書等の様式については、教育・学生支援部長が定める。

(規定の改廃)

第35条 この規定の改廃は、大学・大学院運営会議および学生委員会の意見を聴き、学長が行う。

付 則

- 1 この規定は、1998年4月1日から施行する。
- 2 この改正規定は、2021年4月1日から施行する。